

議題 1

会長、副会長の選任について

1 協議会の所掌事務

国民健康保険事業の運営に関する事項（保険給付、保険料の徴収その他の重要事項に限る。）を審議すること。

【国民健康保険法第 11 条第 2 項】

2 主な審議事項

- (1) 国民健康保険特会計事業勘定歳入歳出予算及び決算に関する審議
- (2) 国民健康保険の施策に関する重要事項の調査審議
- (3) 国民健康保険に関する条例の改正等についての審議

3 委員定数 10 人

- (1) 被保険者を代表する委員 3 人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3 人
- (3) 公益を代表する委員 3 人
- (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 1 人

【白井市国民健康保険条例第 2 条】

4 委員の任期 3 年

【国民健康保険法施行令第 4 条】

5 今後のスケジュール（予定）

時期	内容
5 月 22 日	・ 委嘱状交付式 ・ 国民健康保険の現状について ・ 国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
8 月下旬	・ 令和 6 年度国保会計歳入歳出決算について ・ 令和 7 年度国保会計歳入歳出補正予算について
11 月中旬	・ 令和 7 年度国保会計歳入歳出補正予算について
1 月下旬～ 2 月上旬	・ 令和 8 年度国保会計歳入歳出予算について ・ 令和 7 年度国保会計歳入歳出補正予算について

関係法令（抜粋）

○国民健康保険法

（国民健康保険事業の運営に関する協議会）

第十一条

- 2 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであつて、第四章の規定による保険給付、第七十六条第一項の規定による保険料の徴収その他の重要事項に限る。）を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

○国民健康保険法施行令

（委員の任期）

- 第四条 協議会の委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

○白井市国民健康保険条例

（国民健康保険運営協議会の委員の定数）

- 第2条 国民健康保険運営協議会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第11条第2項に規定する市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会をいう。（以下「協議会」という。))の委員の定数は、次の各号により定めるところによる。

- (1) 被保険者を代表する委員 3人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3人
- (3) 公益を代表する委員 3人
- (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 1人

○白井市国民健康保険条例施行規則

第2章 国民健康保険運営協議会

（国民健康保険運営協議会委員の委嘱）

- 第2条 条例第2条に規定する国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員は、市長が委嘱する。

- 2 委員が辞任しようとするときは、その理由を付して市長に届け出なければならない。
- 3 市長は、委員が辞任したとき、又は死亡したときは、速やかに補欠委員を委嘱する。

（会長及び副会長）

第3条 協議会に会長及び副会長を置き、公益を代表する委員のうちから、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議事項の通知)

第4条 市長は、協議会の会議（以下「会議」という）の審議事項について、あらかじめ会長に通知しなければならない。

(招集)

第5条 会議は、会長が招集し、会議開催の日時及び場所並びに付議する案件をあらかじめ委員に通知する。

2 委員の3分の1以上から会議招集の請求があったときは、会長は、速やかにこれを招集しなければならない。

(会議)

第6条 会議は、会長が会議の議長となり議事を整理する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(参考資料の提出等)

第7条 協議会において必要があると認めるときは、職員に参考資料を提出させ、又は職員の出席を求めて説明を聴くことができる。

(市長への報告)

第8条 会長は、会議で審議した結果を市長に報告しなければならない。

(会議録の作成)

第9条 会長は、会議終了後速やかに会議録を作成し、これに署名しなければならない。

(会議録の記載事項)

第10条 会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開会及び閉会に関する事項
- (2) 出席委員及び欠席委員の氏名
- (3) 議題及び議事の要旨
- (4) その他会長が必要と認める事項

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、国民健康保険事業の運営に関する担当課において処理する。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。